

処 分 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第 2 項
処 分 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 5 条第 3 項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第 7 条第 3 項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知）、第 8 条（認定の取消し）
処 分 基 準： 次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第49条第 2 項第 1 号に該当する場合 2 警備業法第49条第 2 項第 2 号に該当する場合 3 警備業法第49条第 2 項第 3 号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第一係（078-341-7441 内線3424）
備 考：